

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨及び背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の推進体制

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨及び背景

「食育」とは、生きる上での基本であり、知育、徳育、及び体育の基礎となるものです。また、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育むことでもあります。

「食」は、私たちが生きていく上で欠かすことができないものであり、健康な心身と豊かな人間性を育み、生涯にわたっていきいきと暮らすためにも、「食」が重要となります。

しかしながら、近年、食に関する価値観やライフスタイルの多様化などにより食を取り巻く環境は大きく変化しており、特に若い世代での朝食欠食や野菜の摂取不足等による栄養の偏り、高齢者の低栄養、食品ロスの問題など様々な課題が生じています。

本市では、国の「食育基本法（平成17年6月施行）」に基づき、平成19年に「大村市食育推進計画」を、平成24年に「第2次大村市食育推進計画」を、平成29年に「第3次大村市食育推進計画（以下、第3次計画）」を策定し、様々な食育の推進に取り組んできました。これまでの取組により、市民の食育に対する関心は徐々に高まってきたものの、健全な食生活の実践には十分に結びついておらず、更なる取組が必要となっています。

この度、国の「第4次食育推進基本計画」及び県の「第4次長崎県食育推進計画」の策定の趣旨を踏まえ、本市のこれまでの食育の取組の成果を評価・検証し、更に計画的に食育を推進するため、「第4次大村市食育推進計画（以下、第4次計画）」を策定するものです。

なお、本計画は、平成29年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



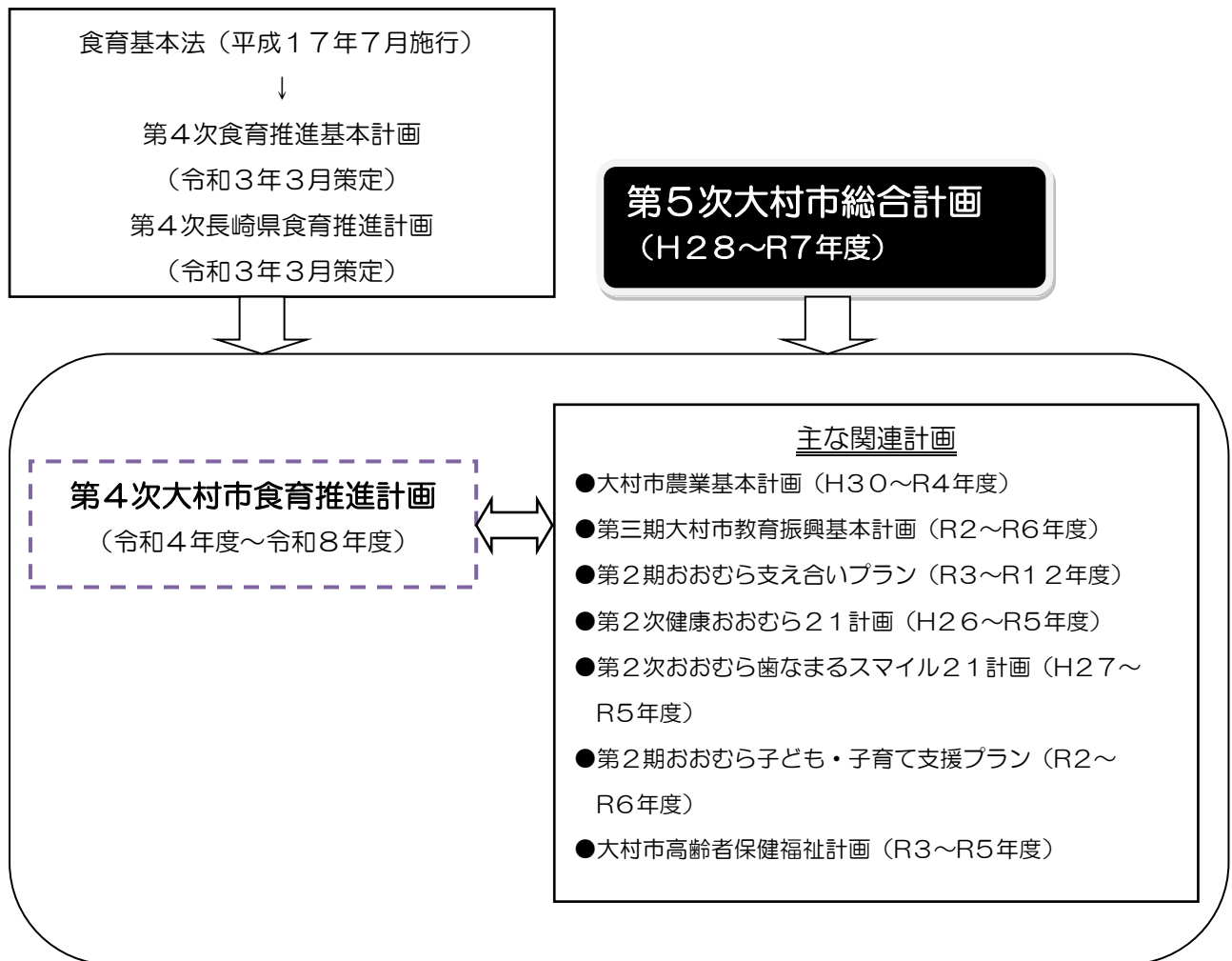
17の目標のうち、本計画に関連する目標

	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>包括的で安全かつレジリエント（強靱）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>持続可能な生産消費体系を確保する。</p>
	<p>すべての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習を促進する。</p>		<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>ジェンダー（社会的・文化的性差）平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う。</p>		<p>陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用、森林の持続可能な管理・砂漠化への対処、土地劣化の防止・回復、生物多様損失の防止を図る。</p>

2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるものです。
なお、第5次大村市総合計画をはじめとする関連計画等との整合性を図っています。

国・県



食育基本法 第18条（抜粋）

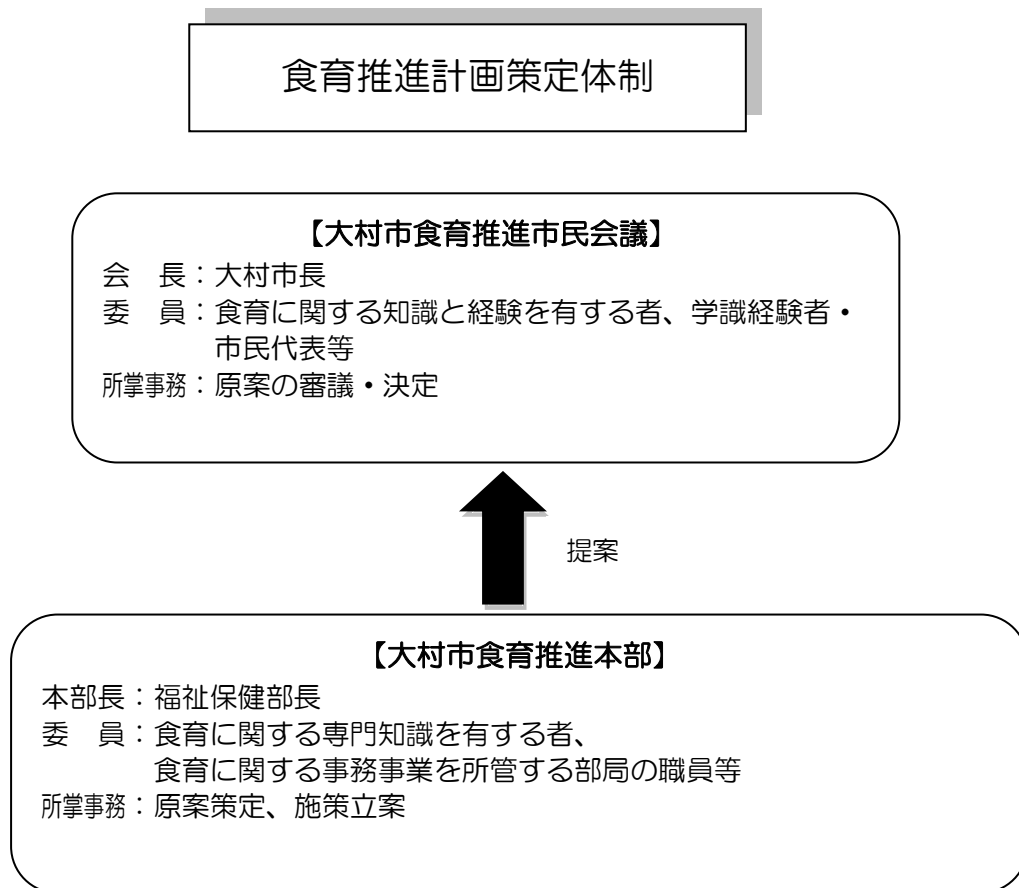
市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により、必要な見直しを行います。

4 計画の策定体制

計画の原案について、民間団体と行政で構成する「大村市食育推進本部」での審議を経て「大村市食育推進市民会議」において、決定しました。



5 計画の推進体制

食育は、多岐の分野にわたるため、望ましい食育を実現するためには、関係機関・団体及び行政が連携を図りながら総合的に進めていく必要があります。

そのため、毎年度、「大村市食育推進本部」において、各施策の事業や取組の進捗状況を把握し、その結果を「大村市食育推進市民会議」に報告して食育推進の評価を行います。改善すべき事項は、次年度以降の事業に反映させ、目標達成に向け総合的かつ計画的に事業展開を図ります。



大村市食育推進市民会議



大村市食育推進本部